

「与薬における主治医の指示書」について

教職員が児童生徒に医療用医薬品を取り扱う行為は、医行為に当たるので、行うことはできません。

ただし、児童生徒が安全、安心な学校生活を送ることができるように、以下の条件を満たす児童生徒は、「与薬における主治医の指示書【様式2】」の提出により、学校管理下での医療用医薬品の取り扱いを認めます。また、泊を伴う行事において常用薬が必要な場合は、同様に「与薬における主治医の指示書（泊を伴う行事）【様式3】」の提出が必要となりますので、ご承知おきください。

なお、てんかん（痙攣）における緊急薬の預かりについては、併せて「緊急時における抗てんかん薬の預かり申請書【様式1】」が必要となります。

ご理解とご協力をよろしくお願いします。

記

1 常用薬の場合 → 【様式2】

- ・ 慢性疾患やてんかん（痙攣）などの治療を目的に、医師により処方された、継続して使用している薬（塗り薬や目薬等も含む）
- ・ 風邪等の急性疾患の症状改善のために、医師の処方により一時的に使用する薬（塗り薬や目薬等も含む）

※ 泊を伴う行事時には、【様式3】の提出をお願いします。

2 緊急薬の場合 → 【様式1】【様式2】

てんかん（痙攣）等における抗てんかん薬の場合

- （1）家庭でも1年以内に使用されている
- （2）重積発作がある
- （3）抗てんかん薬を医師から処方されている

【 問い合わせ先 】

愛知教育大学附属特別支援学校

担当 教 頭 ・ 養 護 教 諭

電話 （0564）21－7300